第 18 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和4年5月20日(金)午前9時30分

会場 熱塩加納会館 大ホール

- 2 委員定数 19名
- 3 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 齋藤 澄子

委 員

1番 高橋 忠一 2番 高野 進 3番 渡部 清孝

4番 小沢 勝則 5番 武藤 常雄 6番 二瓶 崇

7番 菊地 貴 8番 山口 久人 9番 大津 康男

10番 小林千代松 11番 平田 恭一 12番 木戸 賢治

13番 木村富士男 14番 小林 博行 15番 菅井 大輔

17番 佐藤 光伸

- 4. 本日の総会に欠席通告した委員16番 岩崎 茂治
- 5. 本日の総会に遅参通告した委員 なし
- 6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第38号 会務報告について

報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第86号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第87号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第88号 現況確認証明申請について

議案第89号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第90号 農用地利用集積計画について

議案第91号 農用地利用配分計画(案)について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 岩下正勝

次長兼農地係長 詍 高 文 信

農政係長 大竹秀樹

熱塩加納総合支所産業建設課 (農業委員会事務局職員併任)

主 事 湯浅惣太

塩川総合支所産業建設課 (農業委員会事務局職員併任)

主 査 佐藤崇史

山都総合支所産業建設課(農業委員会事務局職員併任)

副主查 安部吉晃

高郷総合支所産業建設課(農業委員会事務局職員併任)

副主任主査 小林 さおり

9. 会議の概要

○会長(あいさつ)

本日の総会には、報告2件、議案6件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、16番 岩崎茂治委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第18回喜多方市農業委員会 総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、15番 菅井大輔委員、17番 佐藤光 伸委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、報告第38号及び報告第39号の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第38号 会務報告について

○事務局

[1件を朗読、説明。]

報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

[12件を朗読、説明。]

○議長

それではここで、報告第38号及び報告第39号の報告事項について、 ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第38号及び報告第39号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第38号及び報告第39号は了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

「議案第86号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[使用収益権設定1件、所有権移転3件を朗読、説明。]

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました 使用収益権設定のNo.1については、13番 木村富士男委員、所有権 移転のNo.1については、1番 高橋忠一委員、No.2については、13番 木村富士男委員、No.3については、6番 二瓶崇委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

〔使用収益権設定の№.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕 13番木村です。農地法第3条使用収益権設定案件№.1について、補足説明いたします。去る5月5日の木曜日午後3時ごろ設定人の○○○ さんに立ち会いをいただいて、現地の確認をいたしました。現地は現況のとおり畑としてきちんと管理されておりました。周囲の農地に悪影響を及ぼすことはないと判断いたしました。被設定人の息子さんの○○○さんは仕事で不在でした。以上です。

○高橋忠一委員

[所有権移転のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明]

1番高橋です。農地法第3条所有権移転案件№.1について、補足説明いたします。去る5月8日午後2時より、現地並びに申請者の○○○さん、お父さんの○○○さんは施設に入居されておりましたので欠席で、現地確認と聞き取り調査を行いました。現地は昨年までも譲受人の○○○さんが作付けをされておりましたので、今まで通りであり特に問題はないと判断いたしました。また、作付けは水田は稲。畑はそばなども作付けをしているということで、周辺農地へ支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○木村富士男委員

[所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明]

13番木村です。農地法第3条所有権移転案件No.2について、補足説明いたします。この案件は一度取下げになっておりましたので、申請があった時の現地調査の結果を報告いたします。去る4月6日木曜日午後1時から有限会社〇〇〇 代表取締役 〇〇〇さんの代理の〇〇〇さん、行政書士の〇〇〇さん、私の3人で現地調査を行いました。現地は雄国山

麓の中腹にあり、近くにはソーラー発電やワイン用のぶどう畑がありますが、大部分はそば畑になっておりました。今回の申請地は、圃場周りの周辺には杉の木がありますが、圃場は萱野になっている状態でしたので、トラクターで耕せばすぐそば畑に戻すことは可能であると判断いたしました。よって、今回の所有権移転については問題はないと判断いたしました。以上です。

○二瓶崇委員

[所有権移転のNo.3について、現地調査の結果並びに補足説明]

6番二瓶です。農地法第3条所有権移転案件№3について、補足説明申し上げます。去る5月9日午後1時より譲渡人の○○○さん、譲受人の○○○さん親子と私の4人で立ち会い現地調査と内容の聞き取り調査を行いました。まず、田については、譲受人の敷地に隣接しておりまして、現在は耕作されておらず草が生い茂っている状態でありますので、今現在は草刈りをして管理している程度のところでございます。また、畑については譲受人の所有地と同一圃場にあり管理が容易ということで、作業効率が高められるため譲り受けるものであります。いずれも○○○さん親子が今現在も管理しており、今後も今まで同様に適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第86号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第86号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第87号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、本案件中、権利設定のNo.1を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[権利設定のNo.1を除く、所有権移転1件を朗読、説明。]

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました 所有権移転のNo.1について、14番 小林博行委員より現地調査の結果、 並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林博行委員

[所有権移転のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明]

14番小林です。農地法第5条移転案件No.1について、補足説明申し上げます。5月12日午後2時30分に現地調査を行いました。立ち会い人は譲受人、譲渡人の代理人として行政書士の〇〇〇さん、大津委員と私、事務局から岩下局長と佐藤主査で聞き取り調査をいたしました。申請地は御殿場地区の住宅に囲まれた農地であり、更地の状態でありました。ここは市街化の傾向が著しい区域であり、第三種農地に該当いたします。よって、周囲に農地はなく支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第87号 権利設定のNo.1を除く案件について

を審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。 ※(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第87号 権利設定のNo.1を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号 権利設定のNo.1を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、議案第87号 権利設定のNo.1の案件についてを議題と いたします。

なお、本案件につきましては、3番 渡部清孝委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、渡部清孝委員の退席を求めます。

※(3番 渡部清孝委員退席)

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[権利設定のNo.1の案件を朗読、説明。]

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1について、8番 山口久人委員より現地調査の結果、 並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○山口久人委員

[権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明]

8番山口です。農地法第5条権利設定案件No.1について、現地調査の結果を報告いたします。去る5月11日11時20分頃から現地にて設定人の〇〇〇氏、〇〇〇氏の代理人の〇〇〇行政書士、被設定人の〇〇〇さんから〇〇〇氏、岩崎委員、事務局の詍高次長、私で現地調査を行いました。申請地は被設定人である〇〇〇さんの経営する〇〇〇の隣接地で、畑を転用し駐車場、園庭、雪捨て場として利用するもので、敷地の境界には用水が通っていますが、隣接する下流の行政区の了解も得ております。隣接する水路には土砂が流出しないように法面は十分な締め固めを行います。露天駐車場、園庭、雪捨て場であり、周辺の農地には支障を及ぼさないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第87号 権利設定のNo.1の案件についてを 審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。 ※(なしの声あり)

○齋藤澄子委員

問題ではないんですが、図面を見ていてもどこの番地がどこになっているかわからないので、説明をお願いします。

○事務局

102番と103番2でございますが、図面を横長に見まして北側が上になりますが、地番の表示を今回しておりませんでした。次回から地番の表示をしたいと思います。今回はだいぶ細かい図面で見ずらいかと思いますけども、下の方が102番で、上の方が103番2ということで分筆してございます。そのような内容になってございます。この2筆を合わせまして1,177㎡でございます。北側の部分とそ

の南側の部分の2つに地番は分かれているということでございますが、大きさにつきましてはここでは表示できませんが、そのような土地の配置になってございます。なお、今後細かい図面の中で数字を入れて線を引き直すということになりますので、その辺は工夫をして別の用紙や余白のところに元々の字限図を付けるような、そのようなテクニックなどを使いながら表示をするように考えて行きたいと思います。今回は、細かくわかりずらくなっており線もかさなっている部分もありますので、線を入れませんでしたが、そのようなことで検討して行きたいと思います。以上です。

○議長

齋藤委員、事務局より今ほど報告がありましたがよろしいでしょうか。

○齋藤澄子委員

いいです。難しく考えず、ただここがこっちの番地だと分かるよう に表示していただければ結構です。今回は全然わからない。お願いし ます。

○議長

事務局、次回から改善を求めます。

○議長

その外にございませんか。

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第87号 権利設定のNo.1の案件について、 原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号 権利設定のNo.1の案件については、原案のと

おり可決することに決定いたしました。

3番 渡部清孝委員の着席を求めます。

(3番 渡部清孝委員着席)

○議長

続きまして、「議案第88号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[1件を朗読、説明。]

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1 について、4番 小沢勝則委員より現地調査の結果、並びに補足 説明がありましたら報告を求めます。

○小沢勝則委員

[No.1 について、現地調査の結果並びに補足説明]

4番小沢です。案件No.1について、報告いたします。去る5月9日午前10時頃に申請人の〇〇〇さん本人出席で、委員から齋藤委員、日下推進委員及び私、事務局から山都支所安部副主査により現地調査及び聞き取り調査を実施いたしました。現地確認したところ、やはり60年間経過しているため木が生い茂り耕作出来る状態ではありませんでした。また、農機具の利用が困難になるなど耕作が出来なくなり、非農地証明は適切であると判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第88号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第88号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第89号 農業振興地域整備計画の変更について」 を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[1件を朗読、説明。]

○議長

それではここで、議案第89号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第89号について、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第90号 農用地利用集積計画について」を議題 といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用権設定35件、所有権移転1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第90号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○木戸賢治委員

12番木戸です。基盤法の所有権移転について、27ページの件ですけども確認させていただきたいと思います。事務局の方で数年前に各地区ごとの最低売買金額を取り纏めたはずですけども、この田の5万円という金額は調整会議の中で妥当であるということで事務局では報告しているかと思いますが、これで本当にいいのかどうか確認させていただきたいと思います。

○事務局

只今、木戸委員より質問がございました、議案書の27ページ山都の案件でございます。田10a当たり5万円という金額については安すぎるのではないかという内容ということでよろしいでしょうか。当該地につきましては、以前より○○○さんの方で耕作管理していた農地でございまして、実際は田ということでございますが、そばの作付けをし

ていたという内容でございます。かなり水捌けが悪い箇所でございまして、耕作するにもかなり支障をきたしていたという状況でございます。〇〇〇さんにつきましては、申請地を相続して〇〇〇さんの農地になったわけですが、市外在住ということもありまして、ぜひ今耕作管理していただいている〇〇〇さんの方に買っていただきたいというような状況がございます。その様な事情がございまして、条件の悪い所なので自ら暗渠、排水等を設置する費用を考慮するということで、この金額でも良いのでぜひ購入して今後適正な管理をお願いしたいということで、合意を得た内容だということでお聞きしております。以上です。

○木戸賢治委員

参考に聞きたいんですが、この木幡地区は基盤整備されている場合は、最低金額がいくらに設定されているのかと思います。なぜこういうことを聞くのかと言うと、この書類がJA等に行った場合、担保物件の評価が変わってしまうわけです。そういったこともありますので一応聞いておきたいと思います。

○事務局

最低価格については、現在承知してございません。申し訳ございません。承知してございませんが、通常田んぼですとこの金額では少し安過ぎるという部分ではございます。ただ、今言ったように田んぼの実際の条件の悪さ、あるいは売り手の方の事情ということもありますので、このような金額になったということでございますので、その辺の事情につきましてはこの議案書をお渡しする時に付箋か何かでその辺の事情の内容について、特殊な事情だということで分かるように、表示するなどして申し送りをしたいと考えております。以上でございます。

木戸委員よろしいですか。

○木戸委員

わかりました。

○議長

その外にございませんか。

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第90号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第91号 農用地利用配分計画(案)について」 を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用配分計画(案)5件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第91号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第91号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第18回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉 会) 10:43